

運営小委員会声明(2019年12月18日)を部会HPに掲載するに当たって
-原子力発電事業者における社外からの不適切な金品受領事案に対する当部会の対応について-

2019年12月18日
社会・環境部会 運営小委員会

先般、明らかになった関西電力の原子力発電所の運営に係る社外からの不適切な金品受領事案について、社会・環境部会運営小委員会においてはメールによる意見交換を発端として、第3回運営小委員会(12月3日)での議論、またこれを挟んで二度にわたってメール審議を行った。

今般、部会HPに掲載した当部会運営小委員会声明は、それらの総括として発出したものである。

なお、本声明は17名で構成する運営小委員会において13名の賛同ないしは容認の意見を得た文案であるが、最終的に反対の意見を表明した委員も2名いた。また、声明発出に至る経緯においては活発な意見交換がなされたことから、添付の資料に審議の経緯と各委員から出された意見を記す。

また、メール審議においては、声明発出の時期についても議論がなされ、最終的に声明文案と同率の意見が「なるべく早く発出する」ことを求めた。添付の資料にはこの点に関する経緯も併せて記している。

(資料)

本件審議経過並びに途上で確認した委員の意見について

第1回メール審議（11月20日～11月27日）

(1) 賛成意見

- ① 社会・環境部会（あるいはその有志）が、このような意見をもっていることを社会に公表することは必要なこと
- ② 当部会（原子力に関する社会との相互理解を深める立場）が敢えて見解・声明を発信するという行動自体が、今後の原子力への信頼の再獲得に向けては大切
- ③ これまでの議論に鑑み、当該事案は原子力と社会のよりよい関係を希求する本部会として認容しがたいとの立場を明確にすることは不可欠。学会全体ではなく、部会としての声明発出であるので、部会HPへの掲載が適当
- ④ 社会・環境部会の活動の趣旨に沿っている
- ⑤ 遅くなってしまった部分は否めないものの、原子力を推進する立場の学術界として、原子力の推進に大きな影響を与えかねない不適切な事案に対し、遺憾の意を表することは重要
- ⑥ 現時点での当部会の立ち位置を部会HPで明らかにしておくことは必要
- ⑦ 今回の問題は、狭い個人的・局所的な承認を得ようとした（ある部分はそうせざるを得なかった）行動が、原子力利用に係る「社会の承認」をひろく得ようとする方向性から外れていると言わざるを得ない。この点について本部会が当該文書の形で意見を表明することは、必要でありまた妥当。現段階でも、金品の授受という事実があったことは当事者の方々も認められており、また不適切であった旨も述べられているので、少なくともこの点について本部会として主張・見解を公に述べることに大きな支障はない。
- ⑧ 「人間、社会、環境、技術の相関系における原子力のあり方を探求する」と設立趣意書に記された本部会の活動目的に合致する

(2) 反対意見

- ① 第三者委員会の調査結果を踏まえて、検討していくべき
- ② 本事案に関して見解を表明することは賛同するものの、関電という組織に対してではなく、原子力に携わる方々に対し、原子力学会の行動指針や倫理規定に照らして本件は非常に遺憾であり、我々としては改めて襟を正す必要がある、といった趣旨が良い
- ③ 県職員も同様に金品を受領したとの報道（関西電力第三者委員会）があり、関電と故高浜町助役の関係のみを課題にすることが適切かどうか疑問。背景には、原発立地による地域経済の活性化という自治体の政策的意図も見え隠れし、原子力が工学的側面のみで対応できない構造を持っていることを示している

- ④ 原子力技術との関連性が不明確である中、声明を出すことが、本部会の設立趣意とは異なるものではないか
- ⑤ 学会として声明を出すであれば、学会として自ら調査・検討し、議論の上見解を纏めるべき。少なくとも第三者委員会調査結果を待つべき
- ⑥ 学会として、正確な事実を踏まえた論点を持たずして見解を示すことは、原子力学会の行動指針の一つでもある「国民・地域社会から信頼される技術情報源となるよう努める」ことに反し、正確な事実確認を行わないまま、しかも、発表から相当時間が経過している状況で、社会を賑わせている話題ということで、部会といえども学会の名で声明を出すことに懸念を感ずる。

(3) その他

- ① 部会でなく学会としての見解掲載を希望。まちまちな見解表明を回避するため。
- ② 今の内容では反対。当部会の今後の取組みに関することであれば賛成。

運営小委員会での意見（12月3日）

第1回メール審議の結果を受け、議論の中心は事業者に対するものだけで良いか、県職員の金品授受にも言及すべきではないか、と言った趣旨（第1回メール審議の反対意見②③参照）で声明文の表現に関するものが主となった。また、部会HPへの掲載時期や声明のクレジットも議論になった。これらの議論が続く第2回メール審議につながった。なお本審議において、関西電力社員として調査中の案件審議には参加できないとの理由で、棄権を申し出た上で退席した委員があった。

第2回メール審議（12月6日～12月12日）

運営小委員会での議論において、声明文を部会HPに掲載する方向についてはほぼ固まったものの、案文と掲載時期それにクレジットについては絞り切れず、あらためてメール審議を行うこととした。

ここでは、関西電力を主とした対象とするか、原子力関係者全般を対象とするか、自治体についても言及するかどうかについて複数の文案を検討した結果、添付する文案に対する賛成が最も多かった（賛成8名、許容可5名、反対2名、棄権2名）。

掲載時期については13名が「できるだけ早く」、3名が「第三者委員会の調査結果公表後」を選択した（1名は棄権）。

クレジットについては「運営小委員会」とする案に対する賛成が最も多かった（賛成8名、許容可6名、反対2名、棄権1名）。これを受け、運営小委員会としては、クレジットを「運営小委員会」とする一方、反対意見も併せて紹介することとした。

以上